

答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「実施機関」という。）が、令和 5 年10月12日付け 5 医大総第276号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表 2 の「開示すべき部分」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 2 別表 2 の「不開示とすべき部分」に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第 2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和 5 年 9 月29日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「福島県立医科大学（附属病院含む）（以下、大学）の次の文書。1. 大学と労働組合が行った団体交渉や話合いの文書（要求書、回答書、議事録等）。2022年度以降分。2. 労働協約。現在有効であるもの。3. 労使協定。労働基準監督署への届を含む。現在有効であるもの。4. 最新の「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定）で定める医師の項目（延長することができる時間数等）が、そのように決まった理由や経緯が分かる文書（大学で行われた会議の文書、36協定の締結相手（労働組合や過半数代表者）との話し合いの記録、社会保険労務士等への相談記録等）。5. 医師労働時間短縮計画。医療機関勤務環境評価センターへ提出したもの。」という内容で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書を特定し、「令和 6～8 年度 福島県立医科大学附属病院 医師労働時間短縮計画。医療機関勤務環境評価センターへ提出したもの。」と記載し、令和 5 年10月12日付けで公文書開示決定とする処分を行い、審査請求人に通知した。また、「・労働協約。現在有効であるもの。・労使協定。労働基準監督署への届を含む。現在有効であるもの。」と記載し、令和 5 年10月12日付けで、記録されている情報のうち「労働組合執行委員長及び労働者の過半数代表者の印影」を条例第 7 条第 3 号に該当するとし、「労働者の過半数代表者の職名」を条例第 7 条第 2 号に該当するとして不開示部分とし、一部開示決定とする処分を行い、審査請求人に通知した。また、「最新の「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定）で定める医師の項目（延長することができる時間数等）が、そのように決まった理由や経緯が分か

る文書（大学で行われた会議の文書、36協定の締結相手（労働組合や過半数代表者）との話し合いの記録、社会保険労務士等への相談記録等）。」を取得・作成していないため、保有していないとし、「大学と労働組合が行った団体交渉や話し合いの文書（要求書、回答書、議事録等）。2022年度以降分。」として別表1の公文書（以下「対象公文書」という。）を特定し、令和5年10月12日付けで、対象公文書を条例第7条第5号に該当するとして全部不開示とする本件処分を行い、審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、別表1のとおり対象公文書は特定したものの、公文書不開示決定通知書には公文書名を記載しなかった。

- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年11月2日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和6年1月23日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った令和5年10月12日付けの本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

(1) 公文書の特定について

実施機関はどのような文書が存在するかを明らかにしていないことが不当である。

(2) 条例第7条第5号の「おそれ」について

ア 実施機関は、審査請求人が請求した文書を開示することにより、何がどのように不当に損なわれるおそれがあるのか、また、県民等間にどのような不当な混乱が生じるおそれがあるのかを具体的に説明していない。また、「おそれ」の蓋然性も示されていない。

イ このような理由による不開示が正当化されると、恣意的な不開示が可能となってしまう。

(3) 要求書、回答書を公開している事例について

資料として、審査請求人が複数の公立病院に対して行った情報開示請求により開示された労働組合の要求書とその回答書を示す。（①橋本市病院事業管理者に対する労働組合の要求書、及び、その回答書、②伊丹市病院事業管理者に対する労働組合の要求書、及び、その回答書）

(4) 結論

このように、この度、審査請求人が請求した文書は開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、「大学と労働組合が行った団体交渉や話合いの文書（要求書、回答書、議事録等）。2022年度以降分。」である。

審査請求人は、「福島県立医科大学は、どのような文書が存在するかを明らかにしていないことが不当である。」と主張する。しかし、不開示決定通知書に記載したものが公文書名であり、どのような文書が存在するかを明らかにしていないことが不当であるとは認められない。

2 不開示理由について

(1) 恣意的な不開示について

対象公文書は、法人の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当することから、不開示とした。

本学においては、団体交渉を公開としていないため、回答書や議事録を公開することにより、本学内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、本来労働組合と議論をすべき当該政策が外部からの圧力により不当な影響を受け、本学の運営に支障が生じることとなってしまう。

以上より、恣意的な不開示が可能となってしまうとは認められず、条例第7条第5号に該当することから、不開示とした。

(2) 他の公立病院の開示文書について

審査請求人が示したのは、ごく一部の団体から開示された文書にすぎず、不開示となった事例の存在を否定できない。また、当該開示された文書は労働組合へも回答書を開示しており、その点においても本学と事情が異なる。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しておらず、本件審査請求には理由がない。

第5 審査会の判断

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求の内容を踏まえ、前記第4の1のとおり対象公文書を特定したところであるが、不開示決定通知書に具体的な公文書名が記載されていなかった。これに対して審査請求人は、どのような文書が存在するかを明らかにしていないことが不当であると主張している。そこで、当審査会において、対象公文書の提出を実施機関に求めたところ、別表1の対象公文書の存在を確認した。

不開示決定を行う場合であっても、存否応答拒否の場合を除き、不開示決定通知書に公文書の件名又は内容を記載する必要があるため、不開示決定通知書に公文書名を記載しなかったことは不適當である。また通常、開示請求者はどのような公文書が具体的に存在するかは分からず、県の諸活動を県民に説明する責務を全うされるようにするとする条例の趣旨に照らして、実施機関は具体的な公文書名を記載すべきである。しかし、実施機関の当該特定に係る手続の不備を認めるに足る事実があったとは認められず、また、実施機関が特定した公文書の他に本件請求に対応する公文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

そのため、当審査会は、実施機関が行った公文書の特定について誤りは無いものとして、以下本件不開示情報の該当性について検討する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第5号に該当することを理由に本件不開示部分を不開示としているが、審査請求人はその全部の開示を求めているため、本件不開示部分について不開示情報該当性を検討することとする。

3 条例第7条第5号について

(1) 条例第7条第5号の趣旨及び規定について

条例第7条第5号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に

混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

当該規定は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする趣旨である。

そして、条例が広く公文書の開示請求を認める趣旨（条例第5条）であることから「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

また、本号の「おそれ」は、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要と解される。

(2) 条例7条第5号の該当性について

対象公文書は、2022年度以降実施機関と労働組合が行った労使交渉の際の資料であり、行政内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当する。

このうち、本件不開示部分は、組合から提出された要求書（別表1の資料番号3、8、10、13）、実施機関が作成した回答の手持資料（別表1の資料番号1、5、7、9、11）、開催された組合交渉結果（別表1の資料番号2、4、6、12）であり、いずれも一般に公開がされていない資料である。

そこで、本件不開示部分についてインカメラ審理を行ったところ以下の点を確認した。

ア 別表1の資料番号3、8、10、13について、組合からの要求書そのものは実施機関の意思形成とは関係のないものである。また、これらに記録されている交渉事項は、既に実施機関による回答が終了したものであることが認められる。

以上より、別表1の資料番号3等を公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものとは認められないものと考えられ、条例第7条第5号に該当しないと判断する。

イ 別表1の資料番号1、5、7、9、11の回答の手持資料について実施機関は、記載されている内容は今後の継続する労使交渉において想定される交渉の前提となるものであり、開示することによって将来同種の労働条件について交渉する際に支障が生じると主張する。

実施機関によれば、管理運営事項に該当するデータは公表しておらず、労使交渉においては回答する際に具体的数値は回答せず、傾向の

みを回答している。

労使交渉で扱われる情報について、内容及び結果を第三者に公表することは、自己の要求実現のための運動や労働組合への加入勧誘その他の労働組合の目的を達するため必要がある一方、団体交渉における具体的な交渉内容には、労働者個人の情報のように直ちに公表に適するか疑問があるものも含まれ得るものの、従業員全体に波及する一般的な労働条件に関する内容や公表されている会社の経営状態及び財産状態を含め必ずしも秘密として保護すべき必要性が高くない事項に関するものも含まれる（東京地裁判決令和2年1月30日事件番号平成31（行ウ）92）。

実施機関が組合に対して口頭で回答していない情報について公表されると、対等な立場で行われる労使交渉において実施機関が不利な立場に置かれ、意思決定の形成に支障が生ずるおそれがある情報であることから資料番号5、7、11のうち医大が独自に調査した内容や今後の政策形成に関わる内部の方針に関する内容については不開示が妥当であると判断する。

一方、実施機関によって回答された内容については一つの意味形成を終了したものも含まれている。

実施機関の説明によれば回答の手持資料の参考データの一部の項目についてはHP等で既に公表している情報もあるとしている。

現在も同じ項目の交渉が継続して行われているとしても、それは別の新たな意思形成が行われると考えるべきである。意思形成の一つの段階が終了した後に、その後の意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるのであれば、実施機関は記録されている個別の情報について、公開することにより発生する支障の内容を具体的に主張すべきであるが、実施機関による十分説得力のある説明を得ることはできなかった。

したがって、上記の部分については、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるものとは認められないものと考えられ、条例第7条第5号に該当しないと判断する。

ウ 別表1の資料番号2、4、6、12に記載されている交渉概要にはこの部分の公開が前提となる状態では、率直な意見を述べるのが困難となり労使双方の交渉の上での労働条件の妥結において支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、資料番号2、4の交渉概要には組合側の出席者が氏を述べ、業務現場における労働状況の率直な現状や意見を述べている部分も含

まれており、これらの部分を開示することにより、今後の労使間の率直な意見の交換によって形成される労働条件の妥結に支障を及ぼすおそれが高いと認められることから、条例第7条第5号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断する。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

(1) 公文書の件名の記載について

不開示決定を行う場合であっても、存否応答拒否の場合を除き、不開示決定通知に公文書の件名又は内容を記載する必要がある。

本事案については、存否応答拒否には該当せず、公文書について全て不開示とした場合であっても、条例第11条第2項の規定により、公文書名は特定した上で開示請求人に対して通知をする必要があり、情報公開事務取扱要綱第3の3(6)アにおいて「公文書の件名をそのまま記載することに留意すること」とされているため、実施機関においては、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重の上、条例の適切な解釈・運用に努めるよう付言する。

(2) 審査請求手続の遅延について

審査請求は、迅速かつ公正な手続の下で行政庁への不服申立てを行うことによる国民の権利救済と行政の適正な運営の確保が趣旨となっている。

開示決定等について審査請求がなされた際には、福島県情報公開審査会への諮問が規定されていることから(条例第19条第1項)、審査会への諮問及び審議も迅速な手続が求められている。

他方で、国民の権利救済と行政の適正な運営という重要な事項を取扱うため、迅速な審議を見据えつつも、拙速なものとならないよう丁寧に審議することが求められている。

原則的に審査請求があった順に審査を行っているところ、諮問されている事案数が多数に及ぶ場合や、諮問されている事案の中に極めて大量の公文書の一部開示決定の当否を判断する必要があるような場合には、審議の開始や答申に時間を要する場合もあり得る。

本件における審議開始の遅延はこのような事情によるところであるが、なお迅速な審議に努めていくこととしたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

【別表 1】

資料番号	公文書名	実施機関が条例第 7 条第 5 号に該当すると主張する部分
1	看護職員等処遇改善に係る要求書 回答	標題
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場所
		組合側の主張（要領）要求
		当局（実施機関）の主張（要領）回答
		参考
2	「看護職員等処遇改善に係る要求書」に係る組合交渉結果	決裁欄
		標題
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場所
		出席者
		交渉概要
3	看護職員等処遇改善に係る要求書	標題
		要求趣旨
		要求概要
		記名部分（実施機関側、組合側代表者）
4	2022 確定要求書に係る組合交渉結果	決裁欄
		標題
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場所
		出席者
5	2022 確定要求回答	タイトル
		目次
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場所
		組合側の主張（要領）要求
		当局（実施機関）の主張（要領）
		参考
6	2023 春闘要求書等に係る組合交渉結果	決裁欄
		標題
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場所
		出席者
		交渉概要

7	2023 春闘要求 回答（案）	タイトル
		目次
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場 所
		組合側の主張（要領）
		当局（実施機関）の主張（要領）
		参考
8	2023 春闘要求 書	標題
		要求趣旨
		要求概要
		記名部分（実施機関側、組合側代表者）
9	超過勤務手当 に係る要求書 回答	標題
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場 所
		組合側の主張（要領）
		当局（実施機関）の主張（要領）
		参考
10	超過勤務手当 に係る要求書	標題
		要求趣旨
		要求概要
		記名部分（実施機関側、組合側代表者）
11	薬剤部の人員 および処遇に 関する要求書 回答	標題
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場 所
		組合側の主張（要領）
		当局（実施機関）の主張（要領）
		参考
12	「薬剤部の人員 および処遇に 関する要求 書」に関する 組合交渉結果	決裁欄
		標題
		交渉が開催された年月日及び時間、交渉開催場 所
		出席者
		交渉概要
13	薬剤部の人員 および処遇に 関する要求書	標題
		要求趣旨
		要求概要
		記名部分（実施機関側、組合側代表者）

【別表 2】

資料番号	公文書名	開示すべき部分	不開示とすべき部分
1	看護職員等 処遇改善に 係る要求書 回答	すべて開示	
2	「看護職員 等処遇改善 に係る要求 書」に係る 組合交渉結 果	不開示とすべき部分以外全 て	交渉概要
3	看護職員等 処遇改善に 係る要求書	すべて開示	
4	2022 確定要 求書に係る 組合交渉結 果	不開示とすべき部分以外全 て	交渉概要
5	2022 確定要 求 回答	不開示とすべき部分以外全 て	参考のうち医大が独自に 調査した内容や今後の政 策形成に関わる内部の方 針に関する内容
6	2023 春闘要 求書に係る 組合交渉結 果	不開示とすべき部分以外全 て	春闘交渉概要
7	2023 春闘要 求 回答 (案)	不開示とすべき部分以外全 て	参考のうち医大が独自に 調査した内容や今後の政 策形成に関わる内部の方 針に関する内容
8	2023 春闘要 求書	すべて開示	
9	超過勤務手 当に係る要 求書 回答	すべて開示	

10	超過勤務手当に係る要求書	すべて開示	
11	薬剤部の人員および処遇に関する要求書 回答	不開示とすべき部分以外全て	参考のうち医大が独自に調査した内容や今後の政策形成に関わる内部の方針に関する内容
12	「薬剤部の人員および処遇に関する要求書」に関する組合交渉結果	不開示とすべき部分以外全て	交渉概要
13	薬剤部の人員および処遇に関する要求書	すべて開示	

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6年 1月25日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 7年 7月17日 (第355回審査会)	・事案説明 ・審議
令和 7年 8月25日 (第356回審査会)	・審議
令和 7年 9月16日 (第357回審査会)	・実施機関から公文書不開示決定理由を聴取
令和 7年10月23日 (第358回審査会)	・審議
令和 7年11月10日 (第359回審査会)	・審議
令和 7年12月22日 (第360回審査会)	・審議
令和 8年 1月20日 (第361回審査会)	・審議
令和 8年 2月17日 (第362回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
紺野 明弘	弁護士	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	会長職務代理者